３）最大支間長が45m以上の工事。
４）架設工法が、片持ち張出し施工であること。
ただし、上記１）から４）までは同一工事の実績であること。
なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記５）及び６）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
５）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。
６）橋梁形式が、床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋（ＰＲＣ構造含む）の工事。
ただし、上記５）及び６）は同一工事の実績であること。
同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事の現地に専任で配置できること。
なお、入札期限までに申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも配置予定技術者は１名のみとする。
ただし、配置予定技術者の資格等に関する資料は入札期限までに提出すること。
(3)　出資比率要件
特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。
(4)　代表者要件
特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
(5)　特定ＪＶの協定
特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。
8　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い
上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。
9　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
11　その他
(1)　特定ＪＶの名称は、「大野油坂道路道場切橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」及び「大野油坂道路天頭谷橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。
(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和６年１月16日
独立行政法人日本学術振興会
理事長　杉野　　剛
◎調達機関番号　575　◎所在地番号　13
1　調達内容
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　導入計画物品及び数量　独立行政法人日本学術振興会特別研究員採用者支援システム　一式
(3)　調達方法　購入等
(4)　導入予定時期　令和６年度10月以降
(5)　調達に必要とされる要求要件　詳細は導入説明書による。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
(1)　資料等の提出期限　令和６年２月16日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
(2)　提出先　〒102―0083 東京都千代田区麹町５－３－１麹町ビジネスセンター10F　独立行政法人日本学術振興会総務部会計課契約・管理係　大石　晃裕　電話03―3263―5192
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
(1)　交付期間　令和６年１月16日から令和６年２月16日まで。
(2)　交付場所　上記２(2)又は電子メールにおいて交付する。電子メールでの交付を希望するものは下記URLから該当案件にアクセスし、記載されている方法で問い合わせること。
https://www.jsps.go.jp/j-choutatsu//
4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
(1)　開催日時　令和６年１月29日14時00分
(2)　開催場所　独立行政法人日本学術振興会入札室（麹町ビジネスセンター10階）
5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
6　Summary
(1)　Classification of the products to be procured : 71, 27
(2)　Nature and quantity of the services to be required : Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science (JSPS Research Fellow) support system 1 Set
(3)　Type of the procurement : Purchase
(4)　Basic requirements of the procurement : Refer to the instructions for detail
(5)　Time limit for the submission of the requested material : 17 : 00　16　February, 2024